

## 半田市点字図書給付事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項に規定する地域生活支援事業のうち、点字図書給付事業の実施については、半田市障がい者日常生活用具給付事業実施要綱に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、半田市とする。

### (実施内容)

第3条 この事業は、視覚障がい者にとって重要な情報入手手段である点字図書の給付を実施するものとする。

### (給付対象者)

第4条 給付の対象となる者は、主に点字によって情報を入手する半田市内に在住する視覚障がい者とする。

### (給付対象の点字図書)

第5条 給付対象となる点字図書は、月刊や週刊等で発行される雑誌を除く点字図書とする。

### (給付の制限)

第6条 点字図書は給付対象者1人につき、年間6タイトル又は24巻を限度とする。ただし、辞書等一括して購入しなければならないものを除く。

### (給付の申請)

第7条 点字図書の給付を受けようとする者又はこれを扶養している者（以下「申請者」という。）は、点字図書給付出版施設（以下「出版施設」という。）に電話等で、給付を希望する点字図書の点字図書発行証明書（様式第1）（以下「証明書」という。）の発送を依頼し、半田市障がい者日常生活用具給付事業実施要綱第3条に定める日常生活用具給付申請書に証明書を添えて市長に申請するものとする。

2 市長は、前項により申請があった場合、その申請者が給付対象者として適格であるかを確認し、該当者を点字図書給付台帳（様式第2）（以下「給付台帳」という。）に登録するものとする。

**(給付の決定)**

第8条 市長は、前条により申請があった場合には、申請者及び出版施設等の事項を確認のうえ、点字図書給付台帳（様式第2）に必要事項を記載して、証明書に証明印を押印し、申請者に交付するものとする。

**(費用の負担)**

第9条 前条により点字図書の給付を受けた者又はこれを扶養している者は、証明書に記載されている自己負担額（一般図書の購入価格相当額）を出版施設に申込時に支払うものとする。

**(その他)**

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

様式第1（第7条関係）

## 点字図書発行証明書

給付申請者

氏 名

住 所

電話番号

給付申請図書

図 書 名

出版施設名

価 格

巻 数

自己負担額

給付証明書

上記の点字図書を給付することを証明する。

半田市長

印

様式第 2 (第 7 条関係)

### 点字図書給付台帳

氏 名						
住 所						
電話番号						
障がい名						
等 級						
給付年月日	給 付 図 書	巻数	出版施設	価 格	自己負担額	公費負担額